\bigcirc 玉 土 交 通 省 告 示 第 百 九 + 九 号

内 \mathcal{O} 建 建 築 築 基 準 物 \mathcal{O} 法 部 昭 分 及 和 U 防 + 火 五 設 年 備 法 律 \mathcal{O} 構 第 造 方 百 法 を定 号) 第 \Diamond る 六 件 + **令** 条 和 \mathcal{O} 規 元 定 年 玉 に 土 基 交 づ 通 き、 省 告 防 示 火 第 地 百 域 九 又 十 は 兀 準 号) 防 火 地 \mathcal{O} 域

令

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

和 年 月 + 七 日

国 土 交 通 大 臣 赤 羽 嘉

げ 欄 規 傍 正 線 定 7 に 後 次 掲 欄 1 を \bigcirc \mathcal{O} げ な 付 傍 表 に 掲 線 に 1 る L ŧ 対 げ た ょ を 付 り、 象 規 \mathcal{O} る 定 は 規 ŧ L た 定 改 \mathcal{O} کے 以 部 正 \mathcal{O} れ ょ 下 分 前 L う 欄 を 7 \mathcal{O} に 削 移 対 ょ 12 う る。 動 象 掲 改 規 12 げ L \Diamond 定 改 る 改 そ 規 \Diamond と 定 正 \mathcal{O} 前 標 改 1 \mathcal{O} う。 欄 記 傍 正 に 線 部 前 掲 分 欄 を げ 付 は、 が 及 異 る 75 L 対 な そ 改 た 象 る 部 \mathcal{O} 正 規 ŧ 標 後 分 をこ 定 記 欄 \mathcal{O} で に は 部 改 改 分 対 れ 正 が 応 正 12 後 順 前 同 L 欄 欄 7 次 __ 掲 に に \mathcal{O} 対 掲 げ 応 £ れ げ る す \mathcal{O} に そ る は る 対 対 当 改 \mathcal{O} 応 象 該 標 正 す 規 記 対 後 る 定 象 部 欄 ₽ を 規 分 に 改 \mathcal{O} 定 に 掲 を を げ 正 掲 改 後 重 る

被覆が設けられた構造であること。 床の裏側の部分に次の⑴又は⑴のいずれかに該当する防火	構造又は
基準に適合する構造とすること。 (4) 床は、令第百九条の三第二号ハに掲げる構造又は次に掲げる(1)~(3) (略)	げる基準に適合する構造とする場合においては、この限りでなる構造とすること。ただし、当該床の直下の天井を次の頃に掲り、床(最下階の床を除く。)は、次の⑴に掲げる基準に適合す⑴~⑵ (略)
イ 次に掲げる構造とすること。掲げる構造方法	イー次に掲げる構造とすること。 掲げる構造方法
める構造方法を用いるものを除く。) 次のイ又は口のいずれかにが五百平方メートル以下のもの(第三号に掲げる建築物で同号に定一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	める構造方法を用いるものを除く。) 次のイ又はロのいずれかにが五百平方メートル以下のもの(第三号に掲げる建築物で同号に定一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分第四(令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部一〜三(略)	び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の三 (略)
出しないように取り付けたものに限る。)をいう。 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。)をいり、現情には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取める場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取める場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取める場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取める場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたを関が、当該防御が開鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。)をいる場合には、当該は、当時には、当時には、当時には、当時には、当時には、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
即 吊 杂	改正後

- 火被覆が設けられた構造であること。 床の裏側の部分に次の分又は印のいずれかに該当する防
- 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード
- リメートル以上のせっこうボード又は厚さが九ミリメー トル以上のロックウール吸音板を張ったもの 九ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが
- 面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏 の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- $(\ddot{1})$ 準に適合する構造であること。 令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基

(i)

- の炎の侵入を有効に防止することができる構造であること 面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部へ た構造であること. (i) (i) (i) (i) 又は仰のいずれかに該当する防火被覆が設けら 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の れ
- (5)る基準に適合する構造とすること。 (小屋組に用いる場合に限る。) の直下の天井は、 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス (4) ii) に掲げ
- (削る)
- (削る)
- (6)構造とする場合は、 は、 当該屋根の (i)に掲げる基準に適合する構造とすること。 直下の天井を次のぼに掲げる基準に適合する この限りでない。

- $(\underline{})$ (-)厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボ
- ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメ 上のロックウール吸音板を張ったもの ートル以上のせっこうボード又は厚さが九ミリメートル以 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが
- 侵入を有効に防止することができる構造であること。 に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面
- (5)る構造とすること。 百九条の三第二号ハ トラス(小屋組に用いる場合に限る。)の直下の天井は、 床又は構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物の に掲げる構造又は次に掲げる基準に適合す 令第
- 構造であること。 4(i)(I)又はCIのいずれかに該当する防火被覆が設けられた
- に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部 の侵入を有効に防止することができる構造であること 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面 への炎
- (6)る基準に適合する構造とすること。 屋根は、令第百九条の三第一号に規定する構造又は次に掲げ

(i) に適合する構造であること。 令第百九条の三第一号に規定する構造又は次に掲げる基準

- る防火被覆が設けられた構造であること。 屋根の屋内側の部分に次の分又は印のいずれかに該当す
- (1)厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は厚さが さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったも 九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に
- $(\, {\rm i}{\rm i}\,)$ 炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。 次に掲げる基準に適合する構造であること。 面に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏
- (-)た構造であること。 (三)(三)(1)又は回のいずれかに該当する防火被覆が設けら
- (4) ①に規定する構造であること。

(削る)

(8) (10)

(略)

(略)

(i)防火被覆が設けられた構造であること。 屋根の屋内側の部分に次の三又は二のい ずれかに該当する

- さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は厚さが九ミ 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚
- □ 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さ リメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

が十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの

に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への炎 の侵入を有効に防止することができる構造であること。 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面

 $(\ddot{1})$

こと。 屋根の直下の天井は、次に掲げる基準に適合する構造とする

(7)

(i) 構造であること。 (G):(二又は二のいずれかに該当する防火被覆が設けられた

の侵入を有効に防止することができる構造であること。 に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面

(略)

(略

(7) (9)

(略)

附

則